

# News File

医療・周産期に関するニュースをピックアップ



## 抗がん剤治療前に 卵子や精子を凍結保存 日本癌治療学会が指針づくり

**日** 本癌治療学会は、抗がん剤治療などの影響で子どもをつくれなくなる可能性がある患者の卵子や精子を凍結保存するための指針づくりを始めた。治療前に妊娠・出産についての情報が患者や医療関係者に十分伝わっていない現状を改善するのがねらい。2年後をめどに全国の医療機関に周知する予定だ。

抗がん剤や放射線治療をめぐるでは、不妊につながる可能性が指摘されている。このため、治療前に患者の卵子や精子の凍結保存が一部の医療機関で実施されている。

作成委員会の初会合が開かれ、課題を整理した。今後は白血病や乳がんなどの治療が不妊を引き起こすリスクの程度や、卵子や精子の保存に適した時期や患者の年齢などについて議論する。

委員長を務める慶應義塾大学医学部の青木大輔教授(婦人科腫瘍学)は「不妊に関する適正な情報を患者や医師に向けて提供できるようにしたい。不妊の問題を考えるきっかけになるような指針にした」と話した。

卵子の保存をめぐるでは、日本産科婦人科学会が2014年、がんなどの治療で卵巣組織を失ったり、機能が下がったりすることが予想される場合は医療行為として保存を

認める見解を出した。一方、保存した卵子などで妊娠できる可能性や安全性については現状では不明な点が多いとして、十分な情報提供などが重要としている。

(10月29日付朝日新聞)

## 子宮頸がんワクチン被害 全国に相談窓口

**子** 宮頸がんワクチンの接種を受けた少女らから健康被害の訴えが相次いでいる問題で、厚生労働省(以下、厚労省)と文部科学省は、相談窓口を都道府県に設けてもらう方針を明らかにした。

両省が、自治体向けの説明会を開き、都道府県のほか、自主的に設置を考えている政令指定市や中核市も参加した。窓口は、学校生活での支援を求める声に対応したり、医療費などが支給される救済制度を知らせたりすることを想定している。これまでも、学校で車椅子の使用が認められないといった声が寄せられているという。校内での移動を補助する支援員の配置や、エレベーター設置の補助などの制度があり、説明会では、こうした制度の利用を検討するよう自治体の担当者に求めた。

(11月3日付朝日新聞)

## 乳がん 「マンモ+超音波」で 発見率 1.5 倍に

**乳** がん検診で乳房X線撮影(マンモグラフィー、以下マンモ)に超音波検査を加えると、40歳代女性ではマンモ単独よりがんの発見率が1.5倍に高まるという調査結果を、東北大学の大内憲明教授らの研究グループが発表した。大規模研究で超音波検査の有効性を明確に示したのは世界で初めてという。

2007~2013年、全国の40歳代女性7万6196人をマンモ単独と超音波併用の2つのグループに分け、検診を2年間に2回受けてもらって検証した。

がんの発見率はマンモ単独の0.33%に対し、超音波併用は0.50%と1.5倍になった。がんを見逃さない割合を示す「感度」も、超音波併用(91.1%)がマンモ単独(77.0%)を上回った。

要精密検査率は、マンモ単独の8.8%と比べ、超音波併用は12.6%と高かった。がんがないのに検査で細胞の一部を切除するなどの不利益が増える可能性もある。

40歳代は乳腺が発達した女性が多く、マンモでは乳房全体が白く映り、がんと見分けがつきにくい。超音波検査は、こうした女性に向くとされる。

市町村が実施する乳がん検診(40歳以上、2年に1度)は現在、

マンモと視触診を併用しているが、2016 年度からマンモだけとなる。ただし、超音波検査は死亡率減少効果が証明されておらず、研究グループは引き続き調査する。大内教授は「今回の結果は、国が定める検診に超音波検査を導入するための最初の一步」と話している。

(11 月 6 日付読売新聞)

#### マタハラ経験

派遣社員 48%, 正社員は 21%  
厚労省初調査

**厚** 労省は、妊娠や出産をめぐる不利益な扱いや嫌がらせを受ける「マタニティハラメント(以下、マタハラ)」に関する初の調査結果を発表した。職場で妊娠や出産を経験するなかでマタハラを受けた女性の割合は、派遣社員が 48.7%と最も高く、正社員の 21.8%を大きく上回った。

調査は 2015 年 9~10 月、産業や規模別に選んだ 6500 社で働く 25~44 歳の女性などを対象に実施した。マタハラを受けた割合は、契約社員などが 13.3%、パートが 5.8%。派遣という不安定な働き方で、正社員と比べてより深刻な被害がある実態が明らかになった。

マタハラの内容別では、「迷惑」「辞めたら」といった発言を受けた事例が 47.3%で最も多かった。次いで、「雇い止め」が 21.3%、「解雇」が 20.5%、「賞与の不利益算定」が 17.1%、「退職の強要や非正社員への転換を強要」が 15.9%だった。

マタハラをしたのは、「直接の上

司(男性)」が 19.1%で最も多く、次いで「役員など(男性)」が 15.2%、「直接の上司(女性)」が 11.1%、「同僚や部下(女性)」が 9.5%だった。

(11 月 12 日付朝日新聞)

#### 東京都

不妊治療助成、42 歳まで

**東** 京都は体外受精などの不妊治療の費用助成について、これまで制限がなかった対象年齢を、国の制度改革に伴い、2016 年 4 月から 42 歳までに改めると発表した。「通算 10 回まで」としていた助成回数も、治療開始日の女性の年齢が 39 歳以下なら通算 6 回まで、40~42 歳は通算 3 回までとする。

対象年齢に上限を設ける理由について、厚労省は出産に至る可能性や安全性などを挙げており、都も「同じ理由」としている。都によると、2014 年度の申請件数は延べ 1 万 7453 件で、対象の治療を受けている人には 2015 年度中の申請を呼びかける。

都の費用助成は、年間所得が計 730 万円未満の夫婦が対象。都内 79 か所の指定医療機関で受けた高度な治療を段階ごとに 6 ステージに分け、1 回あたり最大 7 万 5000 円~25 万円の助成が受けられる。区市町村によっては、所得制限を設けない独自の助成制度があったり、人工授精などの一般不妊治療にも助成したりしているという。

(11 月 12 日付朝日新聞)

#### 妊娠で降格、再び「違法」

差し戻し審  
175 万円支払い命令

**妊** 娠を理由にした降格が許されるかが問われた民事訴訟の差し戻し審で、広島高等裁判所(野々上友之裁判長)は、降格を不当とする女性の訴えを認め、慰謝料など 175 万円の支払いを勤務先だった病院側に命じた。女性敗訴の一、二審判決を覆し、降格を原則違法とした 2014 年 10 月の最高裁判所の判決に沿った判断で、妊娠・出産や育児休業をめぐる男女の働き方に影響を与えそうだ。

女性は広島市の病院に勤務中の 2008 年、第 2 子妊娠に伴い負担の軽い部門への異動を求め、認められた。しかし、その際に管理職の「副主任」を外されて降格し、副主任手当(月 9500 円)を失った。

2006 年改正の男女雇用機会均等法で妊娠・出産を理由とする不利益な取り扱いは禁じられ、裁判では病院側の対応に違法性があるかが争点となった。一、二審は降格を「裁量権の範囲内」としたが、最高裁判所は、「自由な意思に基づいて本人が同意した場合や円滑な業務運営に支障が出るなど特段の事情がある場合を除き、妊娠に伴う降格は原則違法」とする初判断を示し、審理を高等裁判所に差し戻した。

野々上裁判長は「女性は降格をやむなく事後に承諾しただけで進んで同意しておらず、病院も降格させない場合に生じる支障について十分検討していない」と指摘した。

(11 月 18 日付朝日新聞)